

仕様書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

平成 29 年度「ツーリズム EXPO ジャパン 2017」ブース出展等に係る企画運營業務委託

2 目的

東京都は、国内外に向けて旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立を図るため、「東京のブランディング戦略」を策定し、東京ブランドの浸透を目的としたブランディング事業を実施している。平成 29 年 4 月には、海外に向け東京の魅力を効果的に海外に発信するためのアイコンとキャッチフレーズを「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という）に決定した。

本事業は、海外で発信する新しいアイコンとキャッチフレーズの決定について、ツーリズム EXPO ジャパン 2017 に出展し、観光業界関係者および都民に向けて広く PR することで、東京ブランドの更なる普及・浸透を目的とするものである。

3 履行期間

契約締結の翌日から平成 29 年 10 月 31 日まで

4 全体運営

(1) 実施コンセプト

本事業の企画運営においては、東京のブランディング戦略及びアイコンのメッセージを十分に踏まえた上で行うこと。

※「東京のブランディング戦略」については、下記を参照すること。

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2015/03/70p3v200.htm>

※「アイコン」のメッセージについては、下記を参照すること。

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

(2) 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

ア 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社を含め、体制管理を徹底すること。

イ 進捗状況の管理

委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう受託後から報告書提出までの業務スケジュールを提案すること。

また、履行に当たっては、進捗状況を綿密に報告し、原則、各工程で二回程度公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）へ確認を行い、その都度修正指示等に従うこと。

ウ ブランディング戦略の観点から、東京都が指定するクリエイティブディレクターが広告、ブースレイアウト、各種制作物デザイン、施工等全体に渡って監修・確認を行う。受託者は

十分なスケジュールを確保した上で、当該クリエイティブディレクターと密接に連携し進めること。

エ イラストや写真等の素材について

提案の各制作物で使用するイラスト、写真等の素材について購入、作成、使用許可等に係る経費は全て見積りに含めること。なお、財団で管理している写真素材（オフィシャルウェブサイト GO TOKYO <http://www.gotokyo.org/photo/ja/index> 参照）については、自由に使用可能である。

5 「ツーリズム EXPO ジャパン 2017」概要

(1) 出展予定旅行博概要

<p>ツーリズム EXPO ジャパン 2017</p> <p>日程：平成 29 年 9 月 21 日（木）から同月 24 日（日）まで 4 日間</p> <p>※ 9 月 20 日（水）及び 21 日（木）は搬入日</p> <p>21 日（木）基調講演・JAPAN NIGHT 等</p> <p>22 日（金）は業界・プレス向け</p> <p>23 日（土）及び 24 日（日）は一般向け</p> <p>場所：東京ビッグサイト 東展示棟・会議棟</p> <p>東京都江東区有明 3-1-1</p> <p>主催：公益社団法人日本観光振興協会、一般社団法人日本旅行業協会（JATA）、 日本政府観光局（JNTO）</p> <p>出展規模：140 ヶ国・地域から 1,181 企業・団体（2016 実績）</p> <p>来場者数：185,844 人（2016 実績）URL: http://www.t-expo.jp/</p>

(2) ブース規模：4 小間（1 小間 3m×3m=9 m²）【敷地渡し】

他、レンタルルームあり（3m×3m×高さ 2.7m のパネルに囲われた空間。
施錠は可能。棚・電源等は標準装備ではないので別途手配が必要）。

※別途、財団で予約済みの為、ブース出展料及びレンタルルームについては本委託契約には含めない。

6 委託内容及び提案内容

(1) ブース設営業務

ア 東京ブース提案

(ア) 来場者の嗜好を意識し、かつ東京のブランディング戦略および新しいアイコンとキャッチフレーズの PR に相応しいブースを提案すること。

(イ) インフォメーションカウンター、ブランド紹介コーナー（パネル展示等）、カタログ・チラシの配架スペース、映像放映用モニター（またはプロジェクター）を設置のこと。

(ウ) 必要に応じてレンタルルームも活用し（ストックスペース等）、スペースを有効に使用したブース提案を行うこと。

(エ) 下記、6(2)ウのブース内施策に関連し、ブーススペース内にアトラクション等誘因施策

実施スペースを設置すること。

イ 連絡、調整業務

施工及び設営に向けて、ツーリズム EXPO ジャパン推進室と必要に応じて連絡、調整を行うこと。特に出展共通ルール等の認識合わせに留意し、トラブルがないよう準備を進行すること。

ウ 備品等手配

ブース設営から会期終了期間の運営において必要な備品等を手配すること。

エ 直前確認

9月21日（木）に財団が現場で設営及び各種準備状況の確認を行うので、担当者も立ち会うこと。

(2) ブース運営及び誘因施策の実施

ア アイコン等が入ったギブアウェイのサンプリング

別途財団手配、搬入するギブアウェイ類を効率的に来場者へサンプリングすること。

イ 東京観光への問合せ対応

来場者からの質問、相談に対応すること。なお、その場で情報確認、検索等ができるようパソコン又はタブレットを用意し、インターネット接続環境を整えること。

ウ ブースへの誘因施策の実施

(ア)ブース内施策

アトラクションの実施やギブアウェイの制作・配布等によって来場者を惹きつけ、東京ブランドの理解に繋がるようなPRの企画・提案すること。なお、企画提案に際し、コンセプト、実施概要（アトラクション：回数、想定参加人数等 ギブアウェイ：制作物の種類・制作個数）の詳細説明を添えること。

(イ)会場内施策

会場内のPR広告等から、来場促進に有効なものを選定し、デザイン、原稿、キャッチコピー等を選定理由を添えて提案すること。なお、東京ブランドのブランドイメージを理解、出展目的を十分考慮した施策であること。

エ 東京ブランドイメージ映像について

別途財団が支給する東京ブランドイメージ映像をブース内で効果的に放映すること。

オ 運営スタッフ・人材の手配

前述(ア)から(エ)までの提案内容に則し、運営スタッフを必要数手配すること。
なお、運営スタッフの人材についても、集客を意識した人材を提案すること。

カ ブースの施工・運営に当たっては、全ての参加者の安全を確保すること。

(3) 効果測定

ツーリズム EXPO ジャパン 2017 出展の効果を把握するため、具体的な効果測定方法を提案すること。

(4) 記録及び報告書作成

会期中、適宜写真撮影等を行い、後日効果測定結果を含む報告書をまとめること。

7 提出物

事業完了後、以下について速やかに提出すること。

(1) 実施報告書 【出力したもの5部及び電子データ】

ア A4版縦、横書きカラー、MSワードで作成すること。

イ 目次、体裁等は財団と協議のうえ決定する。

ウ 記録写真・効果測定結果等を含む。エクセル、パワーポイント等を使用する場合には別紙として添付すること。

エ 電子データはCD-R又はDVD-Rに納め、提出すること。

(2) 制作物等のデザインデータ

ブース装飾・広告等のデザイン・動画や写真等、本事業のために制作したデザインデータをpdfデータ及び編集可能なデータ（拡張子eps、ai等）の状態に納め、提出すること。

(3) 委託完了届

別紙1「委託完了届」参照のこと。

8 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、委託完了後に一括で行う。

9 作成物・成果物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権等は、全て財団に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。なお、財団は、成果物を当該事業以外で使用する場合があります。ただし、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

10 委託事項の遵守・守秘義務

(1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

11 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

12 個人情報の保護

別紙2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

13 その他

- (1) 本仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他手配条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 本事業の委託者は公益財団法人東京観光財団であるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (4) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。